（特別養子縁組の離縁の審判の確定の通知・法第百六十五条）

第九十四条　特別養子縁組の離縁の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、養子の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

第八節　親権に関する審判事件

（親権者の指定又は変更の審判等の確定の通知・法第百六十七条等）

第九十五条　親権者の指定又は変更の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、子の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判が確定したときも、同様とする。

（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第百七十三条）

第九十六条　第八十二条の規定は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任された管理者及び法第百七十三条において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された管理者について、第八十三条の規定は法第百七十三条において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第九節　未成年後見に関する審判事件

（成年後見に関する審判事件の規定の準用・法第百八十条）

第九十七条　第七十八条の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第七十九条第一項及び第二項の規定は未成年後見人又は未成年後見監督人の解任について、第八十条及び第八十一条第一項の規定は未成年後見の事務について、同条第二項の規定は未成年後見監督の事務について、第八十二条の規定は第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任された管理者及び法第百八十条において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された管理者について、第八十三条の規定は法第百八十条において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第十節　扶養に関する審判事件

（扶養の程度又は方法についての決定の審判等における指示・法第百八十五条）

第九十八条　家庭裁判所は、扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判において、必要な事項を指示することができる。

第十一節　推定相続人の廃除に関する審判事件

（推定相続人の廃除の審判事件における手続・法第百八十八条）

第九十九条　推定相続人の廃除の審判事件における手続については、申立人及び廃除を求められた推定相続人を当事者とみなして、第四十七条及び第四十八条の規定を準用する。

（推定相続人の廃除の審判等の確定の通知・法第百八十八条）

第百条　推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、廃除された者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。

（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第百八十九条）

第百一条　第八十二条の規定は推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任された管理人及び法第百八十九条第二項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された管理人について、第八十三条の規定は法第百八十九条第二項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。この場合において、第八十二条中「家庭裁判所」とあるのは「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」と読み替えるものとする。

第十二節　遺産の分割に関する審判事件

（遺産の分割の審判の申立書の記載事項等・法第百九十一条等）

第百二条　遺産の分割の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、遺産の目録を添付しなければならない。

一　共同相続人

二　民法第九百三条第一項に規定する遺贈又は贈与の有無及びこれがあるときはその内容

2　寄与分を定める処分の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　寄与の時期、方法及び程度その他の寄与の実情

二　遺産の分割の審判又は調停の申立てがあったときは、当該事件の表示

三　民法第九百十条に規定する場合にあっては、共同相続人及び相続財産の表示、認知された日並びに既にされた遺産の分割その他の処分の内容

（遺産の換価を命ずる裁判に関する手続・法第百九十四条）

第百三条　法第百九十四条第一項又は第二項の規定による裁判（第六項において「換価を命ずる裁判」という。）が確定したときは、裁判所書記官は、同条第六項又は法第二百条第一項の規定により選任された財産の管理者に対し、その旨を通知しなければならない。

2　法第百九十四条第一項の規定による裁判により換価を命じられた相続人は、執行裁判所又は執行官に対して競売の申立てをしたときは、その旨及び事件の表示を家庭裁判所に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出があったときは、裁判所書記官は、執行裁判所又は執行官に対し、第一項の財産の管理者の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。同項の財産の管理者がその地位を失ったときも、同様とする。

4　家庭裁判所は、法第百九十四条第二項の規定により遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずるときは、売却の方法及び期限その他の条件を付することができる。

5　家庭裁判所は、法第百九十四条第二項の規定により遺産のうち不動産について任意に売却して換価することを命ずるときは、最低売却価額を定めなければならない。

6　換価を命ずる裁判により換価を命じられた相続人は、換価の手続が終了したときはその結果を、換価することができなかったときはその理由及び結果を、遅滞なく、家庭裁判所に対して報告しなければならない。

7　法第百九十四条第二項の規定による裁判により換価を命じられた相続人は、換価の手続が終了したときは、直ちに、換価代金を第一項の財産の管理者に引き渡さなければならない。

8　第八十二条の規定は法第百九十四条第六項の規定により選任された財産の管理者及び同条第八項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された財産の管理者について、第八十三条の規定は法第百九十四条第八項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

9　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第百二十三条及び第百二十四条の規定は、法第百九十四条第二項の規定による裁判に基づいて動産を売却する場合について準用する。

（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第二百条）

第百四条　第八十二条の規定は法第二百条第一項の規定により選任された財産の管理者及び同条第三項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された財産の管理者について、第八十三条の規定は法第二百条第三項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第十三節　相続の承認及び放棄に関する審判事件

（限定承認及び相続の放棄の申述書の記載事項等・法第二百一条）

第百五条　限定承認及び相続の放棄の申述書には、法第二百一条第五項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　被相続人の氏名及び最後の住所

二　被相続人との続柄

三　相続の開始があったことを知った年月日

2　限定承認の取消し及び相続の放棄の取消しの申述書には、法第二百一条第五項各号及び前項第一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　限定承認又は相続の放棄の申述を受理した裁判所及び受理の年月日

二　限定承認又は相続の放棄の取消しの原因

三　追認をすることができるようになった年月日